

再認定申請手続きのご案内（自立支援医療費（精神通院））

■ 申請に必要な書類

御用意できたものに□を入れてください

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書**
 - ・ 申請書は、障がい者支援課の窓口でお渡ししています
 - ・ 再認定の手続きは毎年行う必要があります
- 自立支援医療（精神通院）用意見書（診断書）**
 - ・ 指定医療機関の主治医が記入してから3か月以内のもの
 - ・ 意見書は2年に1回必要です
- 受診者本人の健康保険証の写し（生活保護受給者を除く）**
 - ・ 健康保険証をマイナ保険証へ切り替えた場合、以下①～④いずれかで、資格取得日が記載されているもの
 - ・ マイナンバーカードのみご持参された場合、資格情報の確認ができないため申請できません
 - ① 有効期限のある、従前の健康保険証の写し
 - ② 加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」の写し
 - ③ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)の写し
 - ④ マイナポータルから資格情報の画面を印刷したもの
（「資格取得日」と「被保険者氏名」を含む資格情報画面のスクリーンショットの写し、もしくは、「端末に保存」をクリックして保存したPDFファイルの写し+マイナポータル資格情報画面の提示）
- 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの**
 - ・ マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票等
 - ・ 受診者が18歳未満の場合は、本人と保護者のものが必要です
- 同意書（春日部市で課税状況が確認できる場合のみ）（生活保護受給者を除く）**
 - ・ 市町村民税が未申告の方は事前に申告が必要です
- 世帯（同一の健康保険等に加入している者全員）の所得状況を証明する書類等**
 - ・ 春日部市で市町村民税が課税されている場合は、同意書の提出により省略することができます
 - ・ 課税期間の翌1月1日に春日部市に住民登録がない場合は、保険が同一である世帯員全員の、課税（非課税）証明書、所得証明書、税額決定通知書等
- 住民税非課税世帯については、障害年金等の年金※1や特別障害者手当等の手当※2の分かる書類**
 - ※1 障害年金・遺族年金等の年金振込通知書や、課税年度の振込が記帳された通帳等
 - ※2 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の振込額が記帳された通帳等
- 自立支援医療（精神通院）受給者証（原本）**

（お持ちの方のみご持参いただく書類）

- 精神障害者保健福祉手帳**
- 生活保護受給者証**

■ 本人および代理人の本人確認書類について

- 本人による申請の場合 以下の ① 又は ②が必要です**
 - ① **顔写真付き本人確認書類 1点** 例：マイナ保険証、写真付きの障害者手帳、運転免許証など
 - ② **官公署から発行された書類（顔写真なし）1点** 例：健康保険証、自立支援医療受給者証
氏名が分かる書類1点 例：社員証、銀行の預金通帳やキャッシュカードなど 計2点
- 代理人による申請の場合 以下の ③ 及び ④が必要です**
 - ③ **自立支援医療受給者本人のもので、以下いずれかが必要**
 - ・ 官公署が発行する本人確認書類 例：マイナンバーカード、健康保険証等
 - ・ 戸籍謄本その他その資格を明する書類（成年後見人等の法定代理人の場合）
 - ・ 任意の書式の委任状（任意代理人）
 - ④ **代理人の本人確認書類（「□本人による申請の場合」に記載されている、① 又は ② と同様のもの）**

【申請窓口】

春日部市役所 障がい者支援課：春日部市中央七丁目 2-1 / 048-736-1131

庄和総合支所 福祉・健康保険担当：春日部市金崎 839-1 / 048-746-9702